

佐賀県告示第二百九十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成二十三年十月七日から平成二十三年十一月七日まで佐賀県交通政策部道路課及び鳥栖土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十三年十月七日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の区域	
	区	間
一般国道 二六四号	三養基郡みやき町大字西島字 二本杉二三五三番一地从先から 三養基郡みやき町大字西島字 一本松三〇四三番二地从先まで	三養基郡みやき町大字西島字 二本杉二三五三番一地从先から 三養基郡みやき町大字西島字 一本松三〇四三番二地从先まで
	前	後
	幅員 メートル	延長 メートル
	八・〇 ； 一三・八	五九〇・三
	九・二 ； 一九・六	五九〇・二